

日常生活用具（難病等対象者）

種目	対象者	性能	耐用年数 その他	基準額
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
特殊尿器	自力で排尿ができない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者を移動させるに当たって、容易に使用得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯したものの	8年	159,200円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴そうへの入浴等を補助でき、難病患者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
便器	常時介助を必要とする者	難病患者が容易に使用できるもの。（手すりを付けることができること。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	9,850円
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	難病患者の身体機能を踏まえたものである手すり、スロープ、歩行器等であって、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足でスイッチを操作することにより温水温風を出すことができるもの及び障害者等又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	159,000円
火災警報機	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者。ただし、火	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	8年	15,500円

	災発生感知が困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。			
自動消火器	火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者。ただし、火災発生感知が困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年	30,900円
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	56,400円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用できるもの	5年	157,500円
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	<p>難病患者の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの。なお、住宅改修費の対象となる経費は、次の各号に掲げる居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費とする。</p> <p>(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	1回限り	200,000円